

コンプライアンス

企業倫理行動指針（抜粋）

当社グループは、常にお客さま、株主、地域社会、取引先等から信頼される企業グループをめざして、法令およびその精神を遵守するとともに、社会の良識や倫理を尊重して誠実かつ公正な企業活動を展開し、地域社会に貢献します。また、適時適切な情報開示、関係する皆さまとの積極的な対話をすすめ、共存共栄をはかります。

コンプライアンス行動基準（「社会との信頼関係の構築」より抜粋）

● 社会貢献活動

地域社会と密接な関わりを持つ企業として、地域の発展に資するプロジェクトに積極的に貢献します。また、従業員一人ひとりが行うボランティア活動などの社会貢献活動を支援します。

● 反社会的勢力への対応

市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な事業活動を阻害しようとする、反社会的勢力との関係を遮断し、その要求に対しては断固として拒否します。

● 関係先との交際・腐敗防止

関係先との間では、不当な利益や優遇措置の取得・維持を目的とするなど、業務の公正性がゆがめられるおそれのある、又は社会通念の範囲を超える接待・贈答を行いません。

外国公務員を含む公務員との交際は、国家公務員倫理法、不正競争防止法（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）および諸外国の関連法令の趣旨に反するものは認めません。また、みなし公務員や特別法に贈収賄罪規定のある団体の役職員との交際もこれに準じます。

独占禁止法等の遵守のための業務改善計画

- ① 内部監査機能の強化
- ② 社外の視点からの業務改善計画の実施状況・実効性の検証
- ③ 競合会社との接触に関わる事前承認・事後報告制度の新設・施行
- ④ 社内会議における法令遵守モニタリング
- ⑤ 独占禁止法、ガス事業法等に関する重層的かつ重点的な教育の実施
- ⑥ 社内リニエンシー制度の新設および社内通報制度の強化
- ⑦ トップメッセージの発信
- ⑧ 取締役会決議による独占禁止法遵守の宣言
- ⑨ 独占禁止法遵守に係る誓約書の提出
- ⑩ 人事の長期滞留の抑制
- ⑪ 接触機会のモニタリング
- ⑫ 独占禁止法等法律相談の機能強化
- ⑬ 新たな違反行為等への厳正な処分

● コンプライアンス活動

● 教育・啓発活動

当社グループの各階層においてコンプライアンスに関するさまざまな研修を実施しています。2024年度は、役員・管理職層を対象とした独占禁止法などの講習会（3回、延べ約720人受講）、管理職層を対象としたコンプライアンス講習会（約300人受講）、関係会社管理職層を対象とした労務管理研修（約60人受講）、

テーマ・内容に応じた階層別（管理職層や全従業員）オンライン研修（5回、延べ約12,500人受講）などを実施しました。また、各職場でのコンプライアンスミーティングや、従業員向けに「コンプライアンスNEWS」を定期的に発行しています。

● 点検・調査活動

当社グループの全職場で、法令などの遵守状況について、定期的に点検活動を行っています。また、当社グループの従業員を対象に、コンプライアンスや職場風土に関する意識調査を毎年実施し、調査結果を活動計画に反映させています。2024年度の回答者数は6,595人（回答率91%）でした。